

第4章

計画の推進

第1節 推進体制の整備

第2節 計画の進行管理

第1節 推進体制の整備

1 常総市男女共同参画推進本部の運営

男女共同参画社会の形成を目指し、市の男女共同参画関連施策を総合的かつ計画的に実施するため、庁議の構成職員（市長を除く。）をもって組織する常総市男女共同参画推進本部を運営するとともに、庁内関係課で構成する常総市男女共同参画推進委員会の活用により計画の推進体制を充実させます。

2 常総市男女共同参画推進審議会の運営

市長の附属機関として、市民、事業者、職見を有する者及び関係団体の代表者で組織する常総市男女共同参画推進審議会を運営し、男女共同参画基本計画の策定、推進に関する施策等の進捗状況の確認などを実施します。

3 市民との協働

女性も男性もそれぞれがお互いの人権を尊重し、行政が主導権を握るのではなく対等なパートナーとして、市民の自主性を尊重しながら目的を共有します。

多様化・複雑化する行政需要に迅速・的確に対応する体制を整えるため、平成21年4月から庁内に市民協働課を設置し、市民の主体的活動を支援する窓口となり、市民活動団体、NPO法人などの活動組織の育成と活動支援を行っています。

男女共同参画に関する施策を着実に推進するためには、市民一人ひとりの理解と取り組みが必要です。そのため、本計画を広く市民に周知し、あらゆる分野において男女共同参画の視点を深めることに努めるとともに、意思決定過程における市民との連携を図ります。

4 近隣市町村との連携

平成24年度から県西地区10市町で「県西ブロック男女共同参画研究会」を立ち上げ連携を図りながら、情報交換・共同事業・研修会等を行っています。

男女共同参画社会実現に向けての取り組みを効率的に推進させるよう、近隣市町村との連携を更に強化充実させていきます。

5 国や県の関係機関との連携

男女共同参画に関する施策については、就労・医療・相談事業等、常総市単独で行うことが困難な広域的、専門的な事業が多くあることから、国及び県の関係各機関の指導や助言、協力を仰ぎながら、施策の推進に努めます。

6 事業所との連携

男女共同参画社会を実現するために、事業者が男女共同参画に関する理解を深め、仕事と子育て等の両立支援に積極的に取り組める体制の充実が重要です。

事業所との連携を図り、男女が職場と家庭生活の両立ができるよう職場環境づくりへの取り組みの促進を図ります。

第2節 計画の進行管理

本計画の進行管理については、各課の実施事業について「男女共同参画計画進捗状況報告書」を作成し、毎年公表します。

常総市男女共同参画推進審議会において、事業の実施状況を把握し、男女共同参画の推進に関する施策や、その他必要な事項を定め、あらゆる機会に男女共同参画社会の啓蒙に努めます。また、以下に設定された目標が達成されているかを評価し、見直しをします。

◎ 計画期間終了時までの目標

1 基本目標Ⅰ 一人ひとりを大切にする男女平等の意識づくり

項目	前回の調査 (H20年度)	現況値 (H25年度)	目標の 方向	目標値	
				平成30 年度まで	平成35年 度まで
「常総市男女共同参画推進条例」の認知度	—	38.1%	↗	45.0%	50.0%
市民意識調査の結果において、「家庭の中では平等」と答えている人	39.2%	39.3%	↗	45.0%	50.0%
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」との考え方に反対と答える人	—	30.1%	↗	40.0%	50.0%

2 基本目標Ⅱ いろいろな生き方ができる男女共同参画の環境づくり

項目	前回の調査 (H20年度)	現況値 (H25年度)	目標の 方向	目標値	
				平成30 年度まで	平成35年 度まで
審議会等への女性委員比率	18.8%	26.3%	↗	35.0%	37.0%
女性が仕事を続けることの障害は「家事や育児、介護との両立が難しいこと」と答ええない人	58.3%	60.9%	↗	65.0%	70.0%

3 基本目標Ⅲ お互いに支えあうための土台づくり

項目	前回の調査 (H20年度)	現況値 (H25年度)	目標の 方向	目標値	
				平成30 年度まで	平成35年 度まで
健康づくり・管理を推進するため食生活改善推進員の男性会員加入者数	—	0%	↗	3.0%	5.0%